

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできたところである。

政府は、本年度を地方創生元年とし、本年6月には、地方創生を深化させる新型交付金の創設等を内容とした「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定している。地方においては、多様な主体の参画による地方版総合戦略等の策定や地方創生に資する地方の創意工夫を活かした施策に取り組んでいるところである。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないためには、公平な条件を整えたいうえで、取り組む必要がある。また、国と地方の役割分担を踏まえたいうえで、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図り、様々な課題に一体となって取り組むとともに、分権型社会の実現に向けて積極的に取り組むことが重要である。

我々都市自治体は、人口減少や地方創生への課題に対し、全身全霊で取り組んでいく所存である。よって、国においては、早急に下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 地方創生の推進に関する措置

(1) 国の責務で行うべき施策の明確化について

医療・教育に係る少子化対策の抜本的な強化をはじめ国がナショナルミニマムとして取り組む施策など、国が本来行うべき施策について、国は、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、現在進めている地方創生の取組に加え、人口減少問題や地方創生に資する実効性のある施策を早急に実施すること。

(2) 国による子どもの医療費助成制度の創設について

現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。

また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることにかんがみ、都市自治体の財政状況等により制度上の差が生じないように、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

(3) 地域経済の活性化等に資する社会基盤整備の推進について

地域における生活の向上、観光交流の促進、経済・産業活動の活性化等に向けて、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤などの社会基盤整備等を推進し、地方と都市部における、ひと・もの・情報の格差を解消すること。

(4) 自治体連携の推進について

自治体が連携して地域全体の人口減少や地域経済の成長に取り組む定住自立圏構想及び連携中枢都市圏構想の推進を図ること。

(5) 地方へのひと・もの・企業等の移転の促進について

U J I ターンの促進を図るため、都市自治体が行う移住・定住支援や、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援等若者が魅力を感じるまちづくりに対して十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。

また、地方の雇用の場を確保するため、企業の地方移転促進に係る税制特例措置の拡充、企業の地方移転促進に有効な情報提供などの新たな仕組みの構築及び政府関係機関の地方移転について主体的に推進を図ること。

なお、大都市圏等への学生の集中を背景とした入学定員超過の適正化に取り組むに当たっては、地方で就学している学生が減少することとならないよう柔軟に対応すること。

2. 地方創生の実現に向けた財政措置

(1) 地方財政措置について

地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、一般財源総額を確保すること。

(2) 新型交付金について

地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度当初予算において、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、新型交付金を確実に創設すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した、自由度が高く継続的なものとし、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・し

ごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

3. 分権型社会の実現

(1) 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営について

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うこと。

具体的な事項の協議に当たっては、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

(2) 残された課題の着実な推進について

今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

(3) 地方の提案に基づく改革の推進について

都市自治体が地域の特性を活かした自立的・自主的な取り組みを行うとともに、独自の制度改革をすすめることができるよう必要な法整備を行うこと。

また、より一層の規制緩和を行うとともに、地方分権改革の提案募集制度を活用し、地方の提案に基づく改革を積極的に推進すること。

(4) 役割分担に見合った財源措置と人材確保について

制度改革や事務事業等の見直しにより、都市自治体が新たな役割を担う際には、新たな事務・権限等を安定的に執行できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、専門的な人材の確保・育成を図る仕組みを構築するなど、国による積極的な支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会